

平成26年 網走市議会
生活福祉委員会 会議録
平成26年6月12日（木曜日）

- 日時 平成26年6月12日 午後1時00分開会
○場所 委員会室
○議件
1. 議案第1号 平成26年度網走市一般会計補正予算中、所管分
 2. 議案第4号 網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 3. 議案第5号 網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び網走市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
 4. 陳情第17号 未婚のひとり親に関する経済的な不利益を解消するために、関係法令改正を求める陳情
 5. 陳情第18号 未婚のひとり親に関する経済的な不利益を解消するために、みなし適用の実施を求める陳情
 6. その他

○出席委員（6名）

委員 長	渡 部 眞 美
副 委 員 長	立 崎 聡 一
委 員	金 兵 智 則
	空 英 雄
	松 浦 敏 司
	山 田 俊 美

○欠席委員（0名）

○委員外議員（2名）

議 長	小田部 善 治
副 議 長	山 田 庫 司 郎

○傍聴議員（4名）

飯 田 敏 勝
佐々木 玲 子
高 橋 政 行
平 賀 貴 幸

○説明者

副 市 長	大 澤 慶 逸
市 民 部 長	後 藤 利 博
福 祉 部 長	酒 井 信 隆
市 民 課 長	田 邊 雄 三
保 険 年 金 課 長	永 倉 一 之
社 会 福 祉 課 長	酒 井 博 明
子 育 て 支 援 課 長	野 呂 俊 広

○事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 明
次 長	吉 田 正 史
総 務 議 事 係 長	岩 尾 弘 敏
係	松 山 俊
係	田 中 康 平

午後1時00分開会

○渡部眞美委員長 ただいまより生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、議案3件、陳情2件の合計5件について審査をいたします。

まず初めに、議案第1号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分について、市民活動費について説明をお願いいたします。

○田邊雄三市民課長 議案第1号平成26年度一般会計補正予算中所管分の市民活動費消費生活相談事業の補正について御説明をいたします。

議案資料、資料1号7ページをごらん願います。

初めに、1の補正の理由及び内容ですが、北海道消費者行政活性化基金事業を活用し、消費生活にかかわる消費生活相談員の相談技術の向上を図るため、相談員の育成に係る委託費を追加補正するものです。

委託の内容につきましては、網走消費者協会に委託して実施しています消費生活相談の相談員が研修へ参加する旅費の経費となっております。

次に2の補正額ですが、①の歳出予算は、消費生活相談事業に43万4,000円を追加し、補正後の事業費総額は277万8,000円となるものです。

補正に係る財源につきましては、全額が北海道からの消費者行政活性化事業補助金で、これを②の歳入予算に追加するものです。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 後ほど一括で質問を求めたいと思います。

続きまして、生活保護総務費について説明を求めます。

○酒井博明社会福祉課長 生活保護事務費の件につきまして御説明申し上げます。

資料の8ページをお開き願います。

この事業につきましては、生活保護を受給されている方の中で、安定した職業についたことによりまして保護を必要としなくなった方に対する就労自立給付金を給付するためのシステム改修費を計上しているものでございます。

歳出予算では、現行の生活保護事務費596万6,000円に委託料として51万9,000円を追加するものであり、補正後の額は648万5,000円となるものでございます。

財源の内訳は、全額が北海道からの補助金であります。

歳入予算には、道補助金について同様に記載させていただきます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 一括でお願いいたします。

○酒井博明社会福祉課長 続きまして、就労自立給付金給付事業について御説明いたします。

資料の9ページをごらんください。

1の補正の理由及び内容であります。先ほど申し上げましたように、生活保護を受給する受給者の中で、安定した職業についたことなどによりまして保護を必要としなくなった方に対して就労自立給付金を給付するため、所要の事業費を追加補正するものでございます。

この就労自立給付金の趣旨は、就労収入の増加によりまして、生活保護の廃止を受けますと、税、あるいは社会保険料等を含めた新たな負担が生じることとなりますけれども、こうした支出要素を支援することによりまして生活保護を脱却するための動機づけを図るとともに、廃止直後の不安定な生活を支え、生活保護からの自立を促していこうとするものであります。

支給額は上限額を単身世帯10万円、複数世帯15万円としており、制度の施行は平成26年7月1日からであります。

2の補正額であります。歳出予算では就労自立給付金給付事業を新たに設け、負担金補助及び交付

金で150万円を追加するものであります。

財源の内訳は、国庫負担金が112万5,000円で、一般財源が37万5,000円であります。

歳入予算には、国庫負担分について同様に記載させていただきます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 議案第1号について審査に入りたいと思います。

質疑に入ります。

○松浦敏司委員 まず、消費生活相談の関係で伺いたいのですが、消費者からの消費生活相談というのは相当多岐にわたってあるのだらうと。そういった状況の中で、技術向上を図るといことなんでしょうけれども、具体的にはどのような研修の中身なのか、もしわかれば。それから最近の相談内容の特徴的なものがあれば伺いたいと思います。

○田邊雄三市民課長 相談員の研修の内容ですけれども、想定しているのは国民生活センターの研修と北海道消費者協会が行う研修でありまして、例えば国民生活センターでありますと、インターネット、スマートフォンの消費者トラブル、多重債務への相談、金融、保険をめぐる消費者トラブルについての事例と、その解決策を研修してくるという内容になっております。

最近の主な相談内容につきましては、平成25年度としては、通信サービス相談、これはスマートフォン、インターネットにかかわる通信系の相談が多く、全体で140件あるのですけれども、そのうち34件が通信サービス相談、金融、保険サービス相談が24件、あと被害に遭った人を勧誘する二次被害というものが21件というのが、今のところ相談が多い事例になっております。

○松浦敏司委員 やはり近年の特徴だろうと思います。必要なことだと思いますので、これは賛成いたします。

次に、生活保護の関係で伺いますけれども、生活保護法が改正になったということで、相当厳しい面もあったり、あるいはいい面もあったりするのですけれども、生活保護法の一部改正の主な改正点というのはどのようになっているか、できるだけ簡潔にお答えいただきたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 今回のこの制度につきましても、一部改正ということになりますけれども、今回の改正につきましては、生活保護を現在受給されている方が対象になっておりまして、この方に対

しまして、特に仕事をする中で保護から自立できる、廃止に至る方を対象にしております。

例えば、月10万円ぐらいの収入があって、生活保護から自立できるというような方がいたとしましたら、最大直近6カ月まで就労した分の収入認定をしている金額の一部を、廃止した後の生活資金とか、先ほど言いましたような社会保障費などに充てることができるのですけれども、おおむね6カ月で13万円程度の金額が支給されて、生活保護を受けた後、これらのお金も生かしながら生活してくださいというような形の制度になっております。

○松浦敏司委員 その辺はわかりました。

この改正の中で少し気になったこととして、医療扶助の適正化ということで、指定医療機関の関係なのですけれども、指定の更新制を導入するというような中身が書かれているのですが、具体的にはこの指定の更新制とはどういうものかわかれば。

○酒井博明社会福祉課長 今回の就労自立給付金というのが一つの制度改正なのですけれども、医療のことについての制度改正というのは、自分としては受けていないと承知しております。

○松浦敏司委員 私が調べた中ではそのことも入っていたので、それがどうなのかと気になっていたのですが、これらについてはまた後ほど何らかの形で勉強していきたいと思えます。今回出されている補正については、私としては賛成いたします。

以上です。

○空英雄委員 まず消費生活相談事業の関係で、43万4,000円、これは何名を目標にしているのでしょうか。

○田邊雄三市民課長 43万4,000円の内訳ですけれども、想定としては東京で開催される研修と札幌で開催される研修、各4名分を見まして計上しております。

○空英雄委員 その部分についてはわかりました。

次に、生活保護総務費の関係、就労自立給付金給付事業ですけれども、今の御説明の中で最大6カ月、13万円程度ということですが、これはひねくれた質問かもしれませんが、安定した職業につくことで、もろもろ必要な義務的にかけていかなければならないものを援助するのだということのはわかるのですけれども、最大6カ月ということについては何か縛りというのはあるのですか。

例えば6カ月後に、いろいろな事情はあるのだろうけれども、この13万円がもらえなくなってもとに

戻ったときに、返還だとかそういう特別な縛りというものはないのかどうか。

ただ職業についたらこれだけ援助しますという議論だけでは少しどうなのかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○酒井博明社会福祉課長 例えば、廃止になった後にすぐにまた生活保護に戻るといったようなケースは絶対ないとは言いきれないわけですが、今回のこの制度については、厚生労働省は保護廃止の直近6カ月間の就労収入を積み立てて、それを廃止後の生活に充ててくださいというような形で書いていますけれども、一応厚生労働省のホームページには、自立、できれば3年間で望ましいというようなことは書いてありました。

ただ、おっしゃられるように、現実に我々の想定どおりに3年以上の自立を図れるかということ、実際に廃止になった方はいろいろな事情がありまして変わるということがありますので、そこで保護に戻ることがあり得るということで、そこに戻ることができないという縛りはないです。

○空英雄委員 支援するというスタンスとしては反対ではないです。いいことだと。

ただ、給付がなくなった時点から一定の期間、今まで給付を受けていた人の状況がどう変わったか、健康を害していた人は病気も治ったので働ける、自立しますという部分と、高齢、ある程度の年齢になっているですとか、さまざまなケースがあるのだらうと思います。この13万円の期間が過ぎたらかなり戻ってしまう恐れがないかと心配があるのですが、それに何も縛りもないというのは制度として果たしてどうなのかと。厚生労働省の考え方なのでしょうけれども、もう少し恒久的にきちんと継続できるような。その辺については、私としては反対はしませんけれど、制度として果たしてどうなのか。7月1日から6カ月間の間にどのくらいの人たちが就労できて、生活保護の受給者の人数が何人減って、その6カ月が過ぎてからまたぞろ上昇してしまうということがないのかどうかということで心配なのですが、余計なことでしょうか。

○酒井信隆福祉部長 今お話があったように、就労を開始しているということ、自立するということは、事前に働いていることが多いわけなのです。

収入が少なく、足りない分を補填して生活保護を受けているという方が多いわけです。

それを就労の成果なりで職員になったとか、勤務

時間が長くなったとか、そういうことを考慮しながら私たちも判断をして、長期間働けるという意味合いを踏まえて、この給付金を充てるか充てないかと。言い方が悪いですけども、今お話があったように、このお金を目当てにやめて、すぐ生活保護に戻ってくるというような見通しのあるものについては対象外といたします。

生活保護を切った段階で長期間に自立をするときに、生活費だけではなく、必要なものがある場合がありますので、それによって生活が苦しくなって悪影響を及ぼすということを避けたい、戻ってくる方なるべく少なくしたいということでこういう制度ができていくわけなので、長期間の就労というか、保護を廃止して頑張ってもらえることを期待しまして、こういう給付金事業という形になっております。

○空英雄委員 制度としての説明はわかるのですが、例えば幾らかでも働いた人たちが完全に自立するために、生活保護の認定額から働いた金額を差し引かれて給付されるというのが、現実だと思うのです。

そう考えたときに、言い方が悪くなってしまうかもしれないけれども、頼りすぎてきたということがそういう人たちにあったのかということもあるので、具体的に働きながら給付を受けている人数はどのくらいなのか。最低13万円で今回の補正が150万円ですから。単純に計算して12、3人になるかという気はするのですけれども。

○酒井博明社会福祉課長 今の件につきまして、現在受給中の世帯で何件稼働しているかというデータは今持ち合わせていないのですけれども、ただ去年のデータで、稼働収入がふえて廃止になった件数については今データがございまして、例えば去年で申しますと、61世帯廃止になったうちで12件が稼働収入増で廃止になっています。

その前の年は58世帯で、そのうち14件が稼働収入増で廃止になっているという状況でございます。

○空英雄委員 わかりました。

基本的には反対するものではないので。せっかくの制度ですから生かして、効率性をしっかり考えてやはり、自立した人たちも将来的には働けるようになるほうが幸せだと思いますので、それらについての指導もしっかりやっていただきたいということで、これは賛成します。

以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、議案第1号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

原案可決すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続いて、議案第4号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○永倉一之保険年金課長 議案第4号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

議案資料51ページ、資料4号をあわせてごらん願います。

条例改正の趣旨でございますが、国民健康保険の保険料について負担の適正化を図るため、当該保険料の賦課限度額及び所得の少ない被保険者に対して課する保険料の算定に係る基準を見直すことを内容とする国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことから、本市においても同様の取り扱いとするよう、本条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、後期高齢者支援金等賦課限度額を14万円から16万円に、介護納付金賦課限度額を12万円から14万円に、それぞれ2万円引き上げる改定を行うものでございます。

また、所得の少ない被保険者に対する均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については現在2人世帯以上が対象となっておりますが、単身世帯についても対象とするとともに、24万5,000円を乗ずる被保険者数に世帯主を含めることで、所得基準額を引き上げるものでございます。

2割軽減の所得基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額35万円を45万円に引き上げる改定を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用しようとするものでございます。

議案資料をめくっていただきまして、52ページ、53ページは条例改正の新旧対照表でございます。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 それでは審査に入ります。

○松浦敏司委員 国がこのような形で変えると、5割軽減の人たちが大きくふえるというのは非常に歓迎すべきことだと思います。

これまでも議会や、あるいは市長なども全国市長会を通じて国保の改善をそれぞれの立場から求めていた、これを国も一部認めてこういう形をとったのだらうと思います。

今回の低所得者に対する措置、5割軽減が大幅にふえるということになりますけれども、昨年と今回の措置によってどのぐらいの数字になるのか、昨年とことしの予想の世帯数を伺いたいと思います。

○永倉一之保険年金課長 昨年、平成25年度の5割軽減世帯は317世帯でございました。

平成26年度、今回5割軽減の見込み世帯数としては700世帯を見込んでおります。

そして、2割軽減でございますが、平成25年度は879世帯が対象でありましたけれども、平成26年度の2割軽減見込み世帯数としては670世帯ということで、新たに2割軽減になる方も当然出てくるのですけれども、2割軽減から5割軽減に移行する世帯の方が多いうことで、2割軽減世帯は昨年よりも減るという試算になります。

○松浦敏司委員 私はこの部分については、相当、昨年より2倍以上5割軽減がふえるという点では、これまで非常に支払いに苦しんでいた方が、これによって救済される点では非常に評価をるところです。

これはこれとしてわかりました。

次に、逆に後期高齢者支援金、介護給付金について、それぞれ2万円ずつ引き上がると。このことによって、今回こういった軽減措置によって救われる人には軽減策になるのですけれども、それ以外の人たちにとっては、結果として後期高齢者介護の2つの限度額が2万円上がることによってどのような影響があるのか。下がるのか、上がるのか、多分上がるだらうと思うのですが、その辺を伺いたいと思います。

○永倉一之保険年金課長 後期高齢者支援金の限度額と、介護納付金の限度額をそれぞれ2万円上げるという改正の内容でございますけれども、賦課限度額を上げることに伴いまして、高所得者層から保険料をその分いただく形になりますので、ほかの中間所得層にとっては保険料率を引き下げる効果がござ

いますので、その相乗の中では、介護保険の納付金は昨年と同様の負担分になる見込みなのですが、賦課限度額を上げることに伴いまして保険料率を上げない効果が今回ありまして、料率の変更はありませんけれども、後期高齢者支援金の賦課限度額を上げてはまだ不足する額がございますので、その分については、料率の変更があるということですので。

賦課限度額を上げなければ、料率が影響するということは、その分今回の改正にとっては中間所得層以下の料率に対しては軽減が図られていると思っております。

○松浦敏司委員 確かに賦課限度額を上げることによって、今課長が言ったように、料率の面ではそうなるのだらうと思うのですけれども、この国保の仕組みというのはなかなか複雑でありまして、結局いただいた標準3人世帯を見てもそうなのですけれども、結果として保険料の金額としては若干上がってなっています。

所得の多い人ほど負担は確かにふえてはいるのですけれども、そうは言っても全体としては少しずつ保険料が上がっていると思っております。

特に、これまでも私どもが指摘していたのは、例えば3人世帯で、総収入が690万円ぐらいで、もう既に限度額にいくと。2人で働いて子どもを1人育てるということを想定しても、決して高額な所得かといえ、収入からいけばそうはならない。しかし、国保の保険料は限度額を請求されるということで、こういった国民健康保険の制度そのものの矛盾といえますか、不十分さというのがありまして、中間所得あるいは低所得の人たちがこの国保料を支払うのに今非常にきゅうきゅうとしていると。

今回上がることによって、今度最高限度額、医療費を全部入れると81万円になるということですから、それを8回で払うということは、1回につき10万円ということになって、限度額の人たちも相当大変な負担になるということです。

いずれにしても、今はいっても大体収納率が90%ないし91%とか92%になっているのだらうと思うのですけれども、結局払いたくても払えない人たちが一定数いるという中で、やはり私どもとしては保険料は、上げないことで行政としてぜひ努力をしてほ

しいと。今回の改正の中身を見ましてもそれなりの努力はしているのだと思うのですが、結果として保険料が一定額上がってしまうということについては賛成できないと考えているところでありまして、この国民健康保険条例の一部改正の条例制定については、結論としては一定の評価はするのですが、結果として保険料が一部を除いて上がるという点では、やはり私どもとしては賛成できかねるということでもあります。

以上です。

○渡部眞美委員長 他に。

○空英雄委員 金額が上がらない、安いにこしたことはない、これは基本的な理論としてわかります。

ただ、改正しなければ、国民健康保険会計自体がもたなくなるということが根底にあるのだろうと。

そういう中でやりくりして、いかに低所得者について少しでも軽減をしてあげようかということでの今回の改正だと思うので、これはやむを得ないだろうと思って私は賛成します。

○渡部眞美委員長 今賛成の御意見と、賛成しかねるという意見があるところではありますが、他の委員の意見を伺っていききたいと思います。

○金兵智則委員 5割軽減、2割軽減の世帯がふえるということもありますし、賦課限度額の状況を見ましても、頑張っているところは他都市で苦小牧などもあることは承知していますけれども、網走が飛びぬけて高いということではない、ほか並みというか、頑張れば頑張れるだけいいのかと思いますけれども、いたし方ないというところで私どもとしても賛成です。

○山田俊美委員 私も賛成ということで国民健康保険というのは市町村によって差があると聞いております。これを是正するためにこういう法改正があったと聞いております。当市においても、これに反対をした場合どうでしょうかというのと、不利益をこうむる人が多くなるので、これは内容的には国民健康保険の低所得者にとっては有利なことでもありますので、まずは賛成という形でやっていききたいと思います。

○立崎聡一副委員長 まずは賛成という立場でお話しさせていただきたいと思います。

国民健康保険については、かなり複雑なものになっていると思います。一般の方だとなかなか理解しがたいところがあるとは思いますが、今回の改正についてもやむを得ない部分というのはやはりあるの

だろうと思います。

実際の中身として、運営上やっていけなくなるようであれば大変なことになると思いますので、これはいたし方ないという考えで、賛成ということをお願いしたいと思います。

○渡部眞美委員長 皆さんから御意見をいただいたところでございますが、議案第4号につきまして、大方の賛成者の意見があったということで、原案可決すべきものと決定をしたいところですが、それよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、大方の賛成者の意見をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第5号網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び網走市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めたいと思います。

○野呂俊広子育て支援課長 議案第5号網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び網走市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

議案資料54ページ、資料5号をあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、改正の趣旨でございますが、医療助成対象者の医療費負担の軽減を図るため、中学生以下の入院の一部負担金及び指定訪問看護の基本利用料を無料化するよう関係2条例の改正を行うものです。

改正の内容についてでございますが、初めに網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の改正の内容につきましては、中学生以下の指定訪問看護の基本利用料を無料化するための改正、中学生以下の入院に係る一部負担金を無料化するための改正でございます。

次に、網走市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正の内容についてでございますが、条例の名称を網走市こども医療費助成に関する条例に改正、対象者を中学生以下までに拡大することによる乳幼児等からこどもへの呼称の改正、対象者を中学生以下までに拡大することによる対象年齢の満12歳から満15歳への改正、中学生以下の入院に係る一部負担金を無料化するための改正、中学生以下の指定訪問看護の基本利用料を無料化するための改正でございます。

施行期日につきましては、平成26年8月1日から施行するものでございます。

なお、この条例の施行前に行われた医療費に係る助成については、従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 それでは審査に移ります。
質疑のある方。

○松浦敏司委員 乳幼児医療費から子ども医療費ということで、これは今度対象幅が中学校までということですから、当然そういう言葉が変わるということだと理解します。

それで、私どももこれまで乳幼児医療費については改善を求めてきた立場でありますので、私どもが思っていることが全部入っているわけではありませんけれども、しかし少なくとも入院費が中学校までになったという点では大きな前進だと受けとめておりますので、このことについては賛成いたします。

少し伺いたいのですけれども、今回こういった措置をとったことによって、新たな市の持ち出しというのはどのくらいになるのでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 今回入院医療費を中学生まで無料とするものの影響につきましては、ひとり親家庭等医療費においては、もともとの対象年齢が20歳未満であり、今回の拡大対象範囲は課税世帯に対する3歳以上から中学生以下となりまして、平成25年の実績から見ると30万円程度と見込んでおります。

乳幼児等医療費助成につきましては、小学生を平成25年度の実績から、中学生については推計から、1年間で約260名の556万円を見込んでいます。

8月からの施行ですから、12分の8カ月を乗じまして、本年度につきましては約380万円を見込んでおります。

○永倉一之保険年金課長 重度心身障がい者医療助成につきましては保険年金課が所管しておりますけれども、重度心身障がい者の対象者は年齢制限がございませんので、今現在既に非課税の方につきましては入院の医療費については無料となっております。

実際15歳までの対象者は今現在21名おりまして、3歳以上15歳までの課税者が今1割負担しているところですが、その部分が無料になりますので拡大分となります。

その対象者は課税者として17名でございまして、市の負担分としては20万円程度と見込んでおります。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議案第5号につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定したいと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

原案可決すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続いて、陳情2件についての審査に入りますが、陳情第17号と陳情第18号については、あわせて一括の審査といたしたいと思います。

なお、陳情第17号については国への陳情、陳情第18号につきましては関係行政庁への意見書ではなく、採択された場合は地方自治法第125条の規定によりまして市長への陳情となることを申し伝えまして審査に移りたいと思います。

○金兵智則委員 この陳情につきまして、こちらに陳情内容が書かれていますけれども、結婚されてひとりになった方と、結婚したことのない未婚のひとり親では経済的な不利益があるという内容であります。

これは法律の不備なのだろうと思いますが、国でも遅れているという内容もあります。

それを受けまして、各地方自治体でも、北海道言えば札幌、苫小牧、釧路、全国でも沖縄県ではほぼみなし適用をやられていますし、全国各地でもやっています。

他都市の状況ですけれども、内容的に年収200万円ぐらいで子どもが2歳の方がひとり親だった場合、未婚と既婚歴がある方では大体年間20万円から30万円の違いが出てくるという実績もありますし、さらに35万円の控除が受けられないということであれば大変な不利益をこうむる方がいらっしゃいますので、ぜひともこれは採択して、早期に国に要望、あるいは市としても取り組んでいったほうがいいのではないかと思いますので、採択の方向で進めていただければと思います。

○松浦敏司委員 最近結婚のありかたとか、さまざまケースがあるということで、それが社会的にもいろいろ認められてきているということがあります。

そういう意味でも、今回のこの陳情の中で、こう

いった格差があるという点ではやはり法の不備もあるのだろうというふうにも認識しますので、この陳情第17号、第18号については賛成いたします。

○山田俊美委員 私もこの陳情については賛成をいたします。

実際我々の身近にいるのかというと、やはりいるようです。

そうすると、税法上では寡婦控除が受けられないという状況です。しかも、保育園や住宅支援についても低所得であれば支援が受けられないと。それであれば、まず地方で、みなしというとおかしいのですけれども、税法上難しいかもしれませんが、そういったサービス面で何らかの形で支援をしてあげたいと思います。

最近の状況でいいますと、ことしから土浦市が始めたということで、徐々に広がってきているということです。

それから、ここに憲法のことを書いてありますけれども、やはり憲法14条に抵触するものだと思います。

ただ、判例が出ていせんのでわかりませんが、そういった意味では、子どもは親を選べないということを考えますと、親の所得が少ないといういろいろなサービスがほかの子どもたちと同じように受けられない可能性が高いと。

そうすると、支える世界をつくるまちでありますので、そういった意味ではぜひこれを採択して、そういうことができる網走ということを願って賛成いたします。

○渡部眞美委員長 他の委員の御意見はよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

今陳情第17号と第18号について両方採択という意見があるところでもありますので、陳情第17号、第18号につきましては採択とすることに決定してよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、意見書の審査をいたします。

暫時休憩をしたいと思います。

午後1時46分休憩

午後1時49分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

今未婚のひとり親に関する経済的な不利益を解消するために関連法令改正を求める意見書案といたしまして、陳情第17号に関する意見書を皆様のお手元

に配付いたしました。

内容につきましては、一読いただいて、まずは陳情の第17号に関する意見書ということで御理解をいただきたいと思います。

これは了承ということでよろしいですか。

[「よし」と呼ぶ者あり]

続きまして、陳情第18号であります。採択ということになりましたが、これは網走市に要望するものでございまして、市長に送付するにあたり附帯意見を添えることができることになっております。

その場合は、委員会として附帯意見の内容を決定することができますが、附帯意見のことにそれぞれ何かありましたら意見を言っていただければ。

○空英雄委員 陳情第17号と第18号は関連がある問題で、先ほどの陳情第17号の国に対しての部分については採択ということで私も賛成をいたします。

陳情第17号については、地方行政、網走市に負担だとか、財政的な部分が即かぶってくる問題ではないということですから、国でより中身を充実させるという部分については採択と。

しかし、陳情第18号の文言を見ますと、記の部分の2番目、網走市は前記の改正が実現するまでの間、ここから下、みなし適用を早急を実施すること。議論はあるけれども、これと国に対する要請について私は少し違うと。この辺については、私は国に要請してその推移を見守りたいと。

市長に対して、当委員会としてすぐみなし適用を実施するというので要請することについては賛成できないと。

○渡部眞美委員長 今空委員の御意見を伺いましたが、先ほどあわせて審査をした際に、皆さんそれを理解した上で陳情第17号、第18号を採択するというに決定をしたところでもあります……。

○空英雄委員 陳情第17号、第18号を一括してやったということですか。

ちょっと待ってください。

もしそういうことであれば、私に勘違いがありまして、お詫びして訂正したいと思います。

私は陳情第17号と第18号を別々に採択すると。ただ、委員長から陳情第17号については国に対して、第18号については市長に対してという説明があったけれども、別々にやるという観点があったので賛成という形だったのですけれども、やはり根本的に違うと思うのです。

陳情者も案件も同じような内容ですけれども、根本的に違うのは、まだみなし適用を国はしていないので、これは早急に国に向かって要請しなさいということ。これと、それが実現するまでは市がみなし適用しなさいという議論とではまるっきり違うと私は思っていますので、大変申しわけない部分があるのかもしれないけれども、先ほどのこれについては、あくまでも意見書というのは国に向かっての意見書であって、市長に対する意見書、委員会としての意見ではないわけですから、その辺については私は今の段階であれば、その議論で一括するということができれば継続させてほしいと訂正をさせていただきたいと思えます。

勘違いした部分については、陳謝申し上げます。

○渡部眞美委員長 先ほどあわせて採択という決定をしたところなのですが、空委員から訂正して意見が述べられたのですが、そのことに関しましてもう一度確認をしたいと思います。

他の委員の方は両方合わせた上で採択をしたという認識で間違いないですね。

空委員は今訂正してお詫びを申し上げるという形の御意見だったのですけれども。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 54 分休憩

午後 2 時 21 分再開

○渡部眞美委員長 それでは再開いたします。

陳情第18号につきまして、先ほど一度採択という意思決定を委員会としてしたところではありますが、空委員より先ほども申し上げたとおりに陳情第17号と意図が違うということの意見が改めてあったところです。

種々議論をしていただいたのですが、その前に皆さんにはそれをわかった上で採択ということが私は確認がとれたのだと思っておりましたが、空委員の意見もありますので、皆さんに申し訳ないですけれども、その辺の了承を得た上で、陳情第18号につきましては白紙に戻して再度審査をすることについて委員の皆さんの賛同を得たいところですが、それでよろしいでしょうか。

○松浦敏司委員 白紙に戻すというのはどうなのかと思うのです。私の認識は、陳情第17号、第18号と委員長も明確に言っていて、私も意見の中で陳情第17号、第18号についてそれぞれ賛成しますと言っております。

そういう意味では、私は全員の一致で陳情第17

号、第18号は採択したというふうに認識しているものですから、それをもとに戻すという点では、それが必要なかどうかという、必要ないのではないかという意見です。

○金兵智則委員 私としても、当初から陳情第17号、第18号というのは、最初と決定の時と委員長は2度言っていることも認識していましたので、もう一度白紙に戻すというのはどうかという考えを持っております。

○山田俊美委員 私は一括という形で審査させていただきました。

内容的には、二つを見ますと、陳情第18号については不利益を軽減するためみなし適用を早急に実施することという文言が1カ所あるのですが、一括で賛成しなければ物事は成り立たないということを考えますと、ここだけ反対というのはなかなかできない部分がありました。

それで、一度決定したことでありますから、このような方向で、やらざるを得ないだろうと考えます。

○立崎聡一副委員長 合同でやるというか、陳情第17号、第18号と一緒にやるというのは本当はどうかと思っているうちに進んだというのもあるのですが、実はやはり別々な案件だと思います。

正直なところ、会派の中で話し合いをしたときには仕方ない部分もあるのかと。ただ、陳情第17号、第18号は別々にやると私も思っていたので、その辺がすんなりと来てしまったので、申しわけなかったと思うのですが、別々にやるべきことなのだろうと思います。

○渡部眞美委員長 今、他委員の意見をお伺いしましたが、白紙に戻すことに賛成の意見が全員の意見として一致されなかったのです。

全員の意見が一致しないと再度白紙に戻して審査するということができませんので、このことに関しては、一度決めたことの採択という方向で決定をしたいと思いますが、それに御異議ございませんか。

○空英雄委員 一つの流れの中で進めてきたことについては、理解をしないつもりはないのです。

ただ、陳情第17号、第18号を一括で審査することに至った経緯というのは何だったのですか。

私の思い込みかもしれませんが、正直なところ、まるっきり別の問題だと。立崎委員からもそのような意見がありましたけれども、別の案件だと思っていたものですから、それで聞き漏らしてしまったの

かと。勘違いしたのかということで、先ほども申し上げましたけれども、大変申しわけなかったと。

できることなら、本来の姿で陳情第17号、第18号を分離して審査をいただきたいと申し上げました。

ただ、皆さん方はそれはだめだと、陳情第17号、第18号を一括して審査してよかったのだということについては、それはそれで皆さんの主張を通すことについては、私は異議は申しません。

ただし、先ほど申しましたけれども、私の陳情第17号、第18号を一括と勘違いして採択に了承したことについては、委員会の開会中ですから削除していただきたい。

私としては賛成できないと。

○渡部眞美委員長 暫時休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時49分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

陳情第18号につきまして、市長に送付するに当たりまして附帯意見を添えるということの意見を求めていたところではありますが、委員会として附帯意見の内容を決定しなければなりません。

それについて意見がある方。

○立崎聡一副委員長 附帯意見ということで少し考えてみましたので。まず記の2については、執行側において認識した上で適切な執行対応を求めることと附帯意見をつけてはどうかと思います。

○渡部眞美委員長 ただいま立崎副委員長から記の2の部分について申し上げたとおり、附帯意見を委員会として、その内容をつけて出すということで決定をしたいと思いますが、皆さんの御意見をよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

陳情第18号につきましては採択して、附帯意見を付して市長に送付をいたしたいと思います。

先ほど申し上げ忘れてたのですが、陳情第17号の意見書につきましては皆さんに御了承いただいたところではありますが、委員長の名前において委員会として意見書案を本会議に上程することに決定をいたします。

また、意見書の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、その他でありますけれども、委員より何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

理事者側より何かございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

それでは、生活福祉委員会を閉会いたします。

午後2時51分閉会